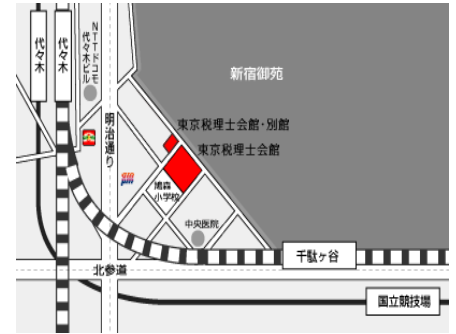


# 相続税実務に係る判例研究会開催のお知らせ

東京青年税理士連盟 会長 高橋 千亜紀  
研究部長 高橋 紀充

日 時：平成31年（2019）年5月23日（木）  
18：30～20：45  
場 所：東京税理士会館  
講 師：税理士 風岡範哉（かざおか のりちか）先生  
対 象：会員・準会員  
参 加 費：500円（資料代）＊新合格者は無料です



春らしい暖かな日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

ご承知のとおり、平成25年度税制改正（相続税）により、平成27年1月から基礎控除額が下がっております。これに伴い、特に都市部では相続税申告や相続税相談も従来に比べて多くなっていると思います。

相続案件の内容は多岐にわたるため、豊富な知識と一つ一つの問題に対する慎重な判断が求められますが、慎重な判断を行う際には、裁判例や裁決事例を参照することも少なくありません。

そこで、今回は「相続税実務に係る判例研究会」と称して、相続専門の税理士法人に所属されていた風岡範哉先生を講師にお招きし、実務とのつながりを意識しながら「相続税事案の裁判例や裁決例の読み方」を一緒に勉強したいと思います。

現在も常時10～20件の相続税申告案件を抱えているという豊富な経験と昨年11月にご出版された著書（下記参照）をもとに、皆様と一緒に考えていきたいと思っております。

風岡先生より

「実務では法令通達を読んだだけでは判断しきれない点が頭を悩ませます。そこで、裁判例、裁決例を読み解くと、例えば、規定の趣旨から考えるとこの判断は妥当かどうか、是否認の事実認定のポイントはどこか…そのヒントがあります。

また、税務調査の局面や申告書提出の局面で、税理士が行った判断が是認となるよう、説明書を提出すると効果的です。このようなとき、判決文を参考にすることでとても論理的な主張ができます。今回は、相続税の事案に基づき、判決書・裁決書を実務に活かせる読み方を解説したいと思います。」

新入会員の方々にもお勧めですので、是非この機会をお見逃さないよう、皆様のご参加をお待ちしております。

## ○●風岡範哉先生のプロフィール●○

税理士・宅地建物取引士。

税理士法人レガシイ、税理士法人チェスターに所属し、主に相続税申告業務を担当。

2017年に相続専門の税理士事務所「風岡範哉税理士事務所」を設立し、現在に至る。

主な論文に「財産評価基本通達6項の現代的課題」第28回日税研究賞入選（2005年）、

「土地・取引相場のない株式の評価と租税訴訟」税務事例473号、

「相続税・贈与税の課税処分における理由附記」租税訴訟No.8（2015年）など。

主な著作物に「相続税・贈与税 通達によらない評価の事例研究」（現代図書、2008年）、

「グレーゾーンから考える相続・贈与税の土地適正評価の実務」（清文社、2014年）、

「税務調査でそこが問われる！相続税・贈与税における名義預金・名義株の税務判断」（清文社、2015年）、

「専門税理士の相続実務」（清文社、2018年）など。